

第4章

緑化重点地区・保全配慮地区の計画

1. 緑化重点地区の指定

(1) 緑化重点地区の概要

緑化重点地区とは、都市緑地法第4条第2項第3号ホに「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」と規定されています。

緑化重点地区は、緑化の方向性や手法などについてのプランを定め、緑化を重点的に推進することにより、緑の基本計画がめざすものをモデル的に具現化し、都市全体への波及を図ることを目指しています。

(2) 指定の考え方

本市では、今後も市内において、緑の保全、創出、活用に積極的に取り組んでいくことを目指し、緑の配置方針で緑の創出エリアに設定した以下の地区を「緑化重点地区」として位置付けていきます。

① 印旛中央地区

【地区特性】

印旛中央地区は、千葉ニュータウンに隣接し、北千葉道路により東京方面や成田国際空港に近接する立地条件などを活かし、産業・業務機能と居住環境が集積・調和した市街地形成を目指し、現在、組合施行土地区画整理事業による事業化の検討が進められています。

【緑化の方向性】

都市公園や街路樹などの植栽により、良好なまちなみ景観の形成を図るとともに、既存地形を活かした整備や地区縁辺の斜面林をできる限り保全することで、グリーンインフラの活用や地区外との緑の連続性を確保し、みどり豊かな市街地環境を形成します。

また、民間施設については、地区外の緑との連続性や、自然と調和する施設となるよう要請していきます。

② 次期中間処理施設建設予定地周辺

【地区特性】

印西クリーンセンターの老朽化に伴い、印西地区環境整備事業組合(印西市、白井市、栄町で構成)における各構成市町の住民の生活に欠かせない中間処理施設として整備が計画されており、隣接して地域振興施設も整備される計画となっています。

【緑化の方向性】

次期中間処理施設に併せて地域振興策の展開も計画されていることから、両施設の内、特に一般の方々が利用するゾーンには、緑化を推進するとともに、縁辺の斜面林はできる限り保全することで、地区外との緑の連続性を確保していきます。

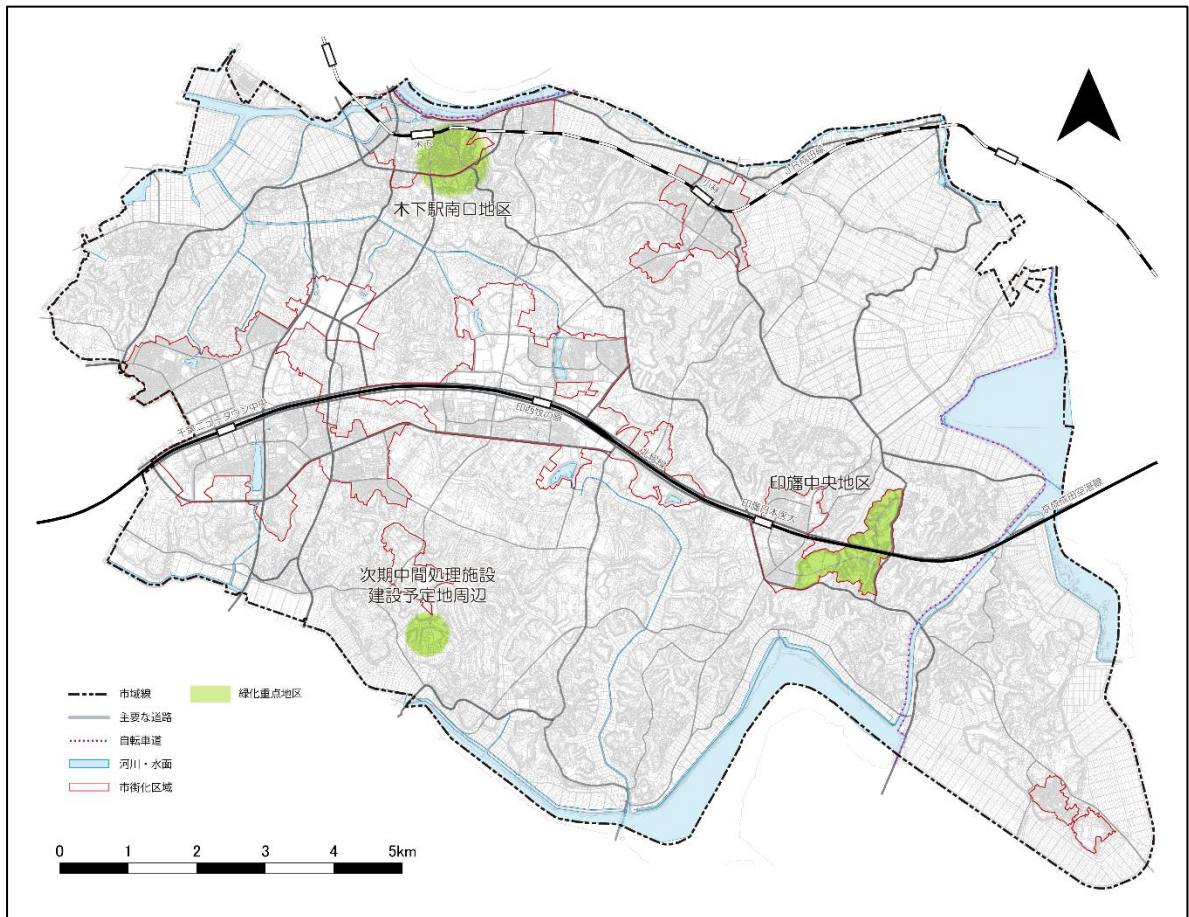
③ 木下駅南口地区

【地区特性】

木下駅南口地区は公共施設の集約化などを基本として、木下駅圏のにぎわいの創出や利便性の向上を目指すための施設整備用地として市が確保した土地や木下万葉公園、木下交流の杜公園、木下交流の杜広場、竹袋調整池などの緑が近接している地区です。

【緑化の方向性】

当地区は、前計画においても緑化重点地区とされており、木下南地区においては、公園や街路樹が整備され、また、国の天然記念物である木下貝層を活用した木下万葉公園や印旛高校跡地を活用した木下交流の杜、国道 356 号バイパス南側の竹袋調整池など、多種の緑化を図ってきました。今計画ではこれらに加え、中心市街地である木下駅から印西市役所にかけて、多くの市民や本市への来訪者が訪れることが想定されることから、利用しやすい施設を配置しつつ、人々が集い憩い、交流できる場となるよう、多様な緑による緑化を推進します。



緑化重点地区位置図

2. 保全配慮地区の指定

(1) 保全配慮地区の概要

保全配慮地区とは、都市緑地法第4条第2項第3号ハに「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」と規定されています。

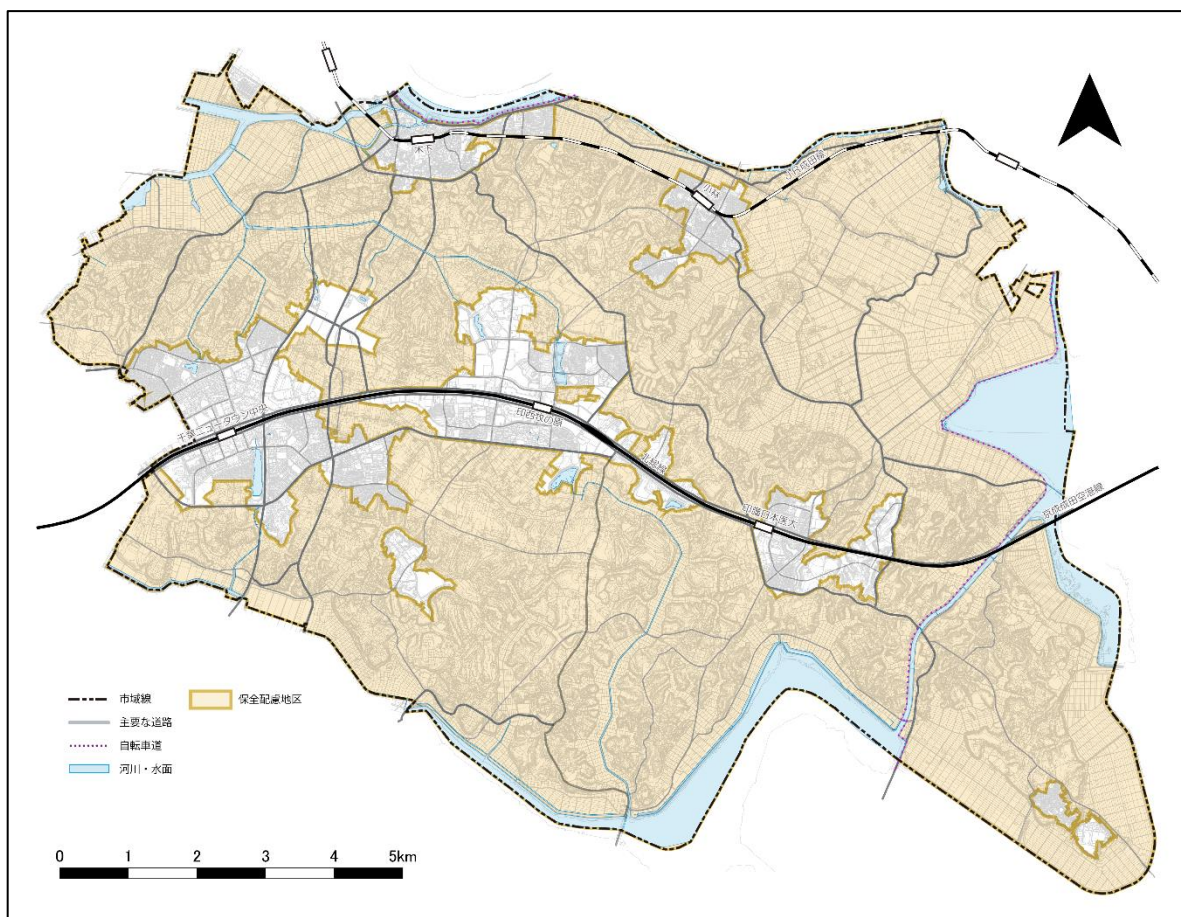
具体的には、風致景観の保全、自然生態系の保全、都市住民の自然との触れ合いの場の提供等の観点から重要となる自然的環境に富んだ地区等において設定していきます。

(2) 指定の考え方

市民の快適な生活環境づくりを目指して、旧市街地や新市街地を中心に、まちなかの緑化が図られています。

一方、市街化調整区域においては、本市を代表する谷津田・斜面林・集落などの里山景観や広大な田園風景、印旛沼や手賀沼、利根川に代表される潤いのある水辺環境をみることができます。これらの市街化調整区域の緑は、印西市固有の環境・景観であり、雨水の調整機能により、災害発生を抑制するグリーンインフラとしての機能が期待されているとともに、生態系の観点からも貴重な自然環境であるといえます。

そこで、緑の基本計画における保全配慮区域は、緑の配置方針で緑の保全エリアに設定した市街化調整区域全域を指定します。



保全配慮地区位置図

(3) 保全配慮地区での検討事項

保全配慮地区に指定した市街化調整区域は、貴重な自然の宝庫であり生物多様性の観点からも重要な里山が形成されています。

こうした里山を構成する斜面林や谷津田については、以下に示した事項について、長期的な視点の中で持続可能な取組となるよう、今後も検討していきます。

① 斜面林の管理

- ✓ 森林環境譲与税などの活用による持続的な活動

② 谷津田の保全

- ✓ 農業従事者以外の市民との連携・協働による保全

※指定の理由

本来であれば保全活動を行う地区を複数位置付けたいところですが、将来的に残したい地区を絞ることが好ましくないと考え、市街化調整区域全域としました。